

身近におきる  
慶弔・見舞い事…、  
そんな時に  
支払われる  
制度です。

# ファミリーヘルパー



## 勤労者互助会保険

### とくちょう

- ① 月々わずかな保険料で、幅広い慶弔・見舞い事に給付します。
- ② 事業主や従業員の福利厚生に最適です。
- ③ 助け合い制度なので、加入や請求の手続きが簡単です。
- ④ 市町村の勤労者互助会が受付窓口なので安心です。

### 加入できる人

勤労者互助会の会員であれば、加入することができます。

(注)新規で加入できる年齢は満15歳～満70歳です。継続すると満80歳まで加入することができます。

### 保障のはじまり

右記の方法で申し込みをして加入が受けられると、原則として手続きをした日の翌月1日より保障がはじまります。

### 給付金の請求とお支払い

支払事由が発生した場合には、勤労者互助会に連絡していただき、所定の用紙で請求してください。

(注)事故の報告や請求の手続きが遅れると、お支払いが遅れたり支払われない場合がありますので、ご注意ください。

### 給付金が減額される時

会員の病気による死亡の場合で、年齢が満70歳以上、または初回発効日から1年以内のときは所定額の50%を減額して支払います。

※初回発効日とは、継続する保険期間の最初に契約が成立した日をいいます。

### 給付金が支払われない時

1. 会員または給付金受取人の故意または重大な過失によって支払事由が生じたとき
2. 会員の犯罪行為によって支払事由が生じたとき
3. 会員が初回発効日から3年以内に自殺によって死亡したとき
4. 事由発生日から3年以上経過したとき
5. 加入申込書や給付金請求書等に不実の記載があったとき

### 勤労者互助会とは…

中小企業等で働く皆様の生活と福利厚生をお手伝いするために各市町村ごとに設置され、保険事業や各種レクリエーション、会員向けのサービス活動などを行っています。

### お申し込み方法

加入を希望される方や事業主は、下記の勤労者互助会に連絡してください。

勤労者互助会が、互助会の活動内容とファミリーヘルパーについて説明します。

所定の加入申込書に事業所名と会員になられる方の氏名、生年月日などを記入していただき、初回の会費(保険料等)を添えて、勤労者互助会窓口へ提出してください。

これで申し込みは完了します。

お問い合わせ・お申し込みは